

特定都市河川浸水被害対策法施行条例案及び同条例施行細則案に係る
県民意見提出手続における御意見及びそれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和6年8月30日（金）から令和6年9月30日（月）まで

2 意見募集の結果

意見提出者数：1名 意見数：2件

3 提出された意見に対する考え方

区分	意見の要旨	件数
A	御意見の主旨を踏まえ、条例及び規則に反映する。	0
B	御意見内容については、今後の参考とする。	2

4 提出された意見への対応

No.	項目	意見の要旨	県の考え方
1	全体	台風10号の影響で静岡県内の河川も前日から越水情報や避難情報が出ている中で、パブリックコメントの実施を始めるあたりは、県民感情とずれている。	B 県民意見募集の開始日については、御意見の趣旨を踏まえて、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	全体	菊川市黒沢川についての記述はあるが、他の河川の条例適用可能性についても記入するべき。	B 今回の条例案が適用される範囲は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域となります。 この度、菊川市を流れる一級河川菊川水系黒沢川が指定要件を満たしており、また流域の菊川市との調整が整ったことから、特定都市河川に指定されることとなりました。 他の河川におきましては、指定要件の適否の確認及び流域市町と調整を図りながら指定に向けた検討を進めてまいります。